資料No.1-3

第3次富士市まちづくり活動推進計画

（案）

～概要版～

富士市

1 富士市のまちづくり活動

▶本編 P1

まちづくり活動とは、「地域の暮らしをより充実させていくため、地域住民が積極的に参加し、主体的に行動すること」です。

本計画では、概ね小学校区の通学区域（令和８(2026)年度末時点）を範囲とする「地区」を単位として、地区内において、まちづくり協議会や町内会・区などが行うまちづくり活動を対象としています。

【まちづくり協議会】

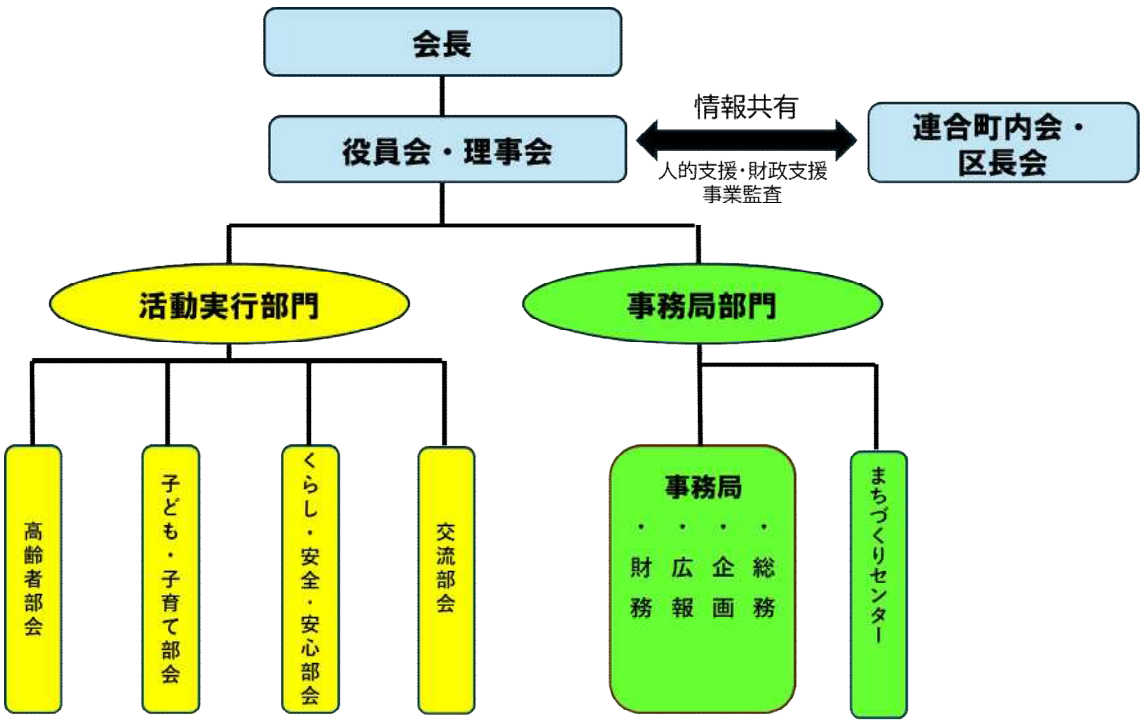
まちづくり協議会は、平成28(2016)年11月に制定した富士市地区まちづくり活動推進条例によって位置付けられた団体であり、市内全地区で設立されています。町内会・区をはじめとする地区団体から構成され、地区の課題解決に向けて計画的な事業運営を進めるために必要な事項を定めたまちづくり行動計画を策定し、各地区の将来像の実現に向け、様々な分野における地区の課題解決に取り組んでいます。

～まちづくり行動計画とは～

富士市地区まちづくり活動推進条例の第６条において、まちづくり協議会の要件として「まちづくり行動計画が策定されていること」と定義しています。

まちづくり行動計画は、まちづくり活動を中心的かつ主体的に行うため、地区が目指す将来像と、それを実現するための課題、その課題を解決するための活動方針や実施事業について、地区全体で共有できるようわかりやすく表した手引きです。まちづくり行動計画と本計画を両輪として、本市のまちづくりは進められています。

まちづくり協議会の組織および活動のイメージ



「活動実行部門」

活動実行部門には、各地区の地区団体の活動状況、課題などの特性に応じ、「高齢者部会」、「交流部会」等のまちづくり行動計画に基づく課題の解決に向けた部会を組織するなど、柔軟な組織体制とします。各部会に地区で活動する各種団体や推進委員等が所属し、団体間の連携・協力関係を強化し、情報共有を図りながら、各分野のまちづくり活動を実施します。

「事務局部門（総務・企画・広報・財務）」

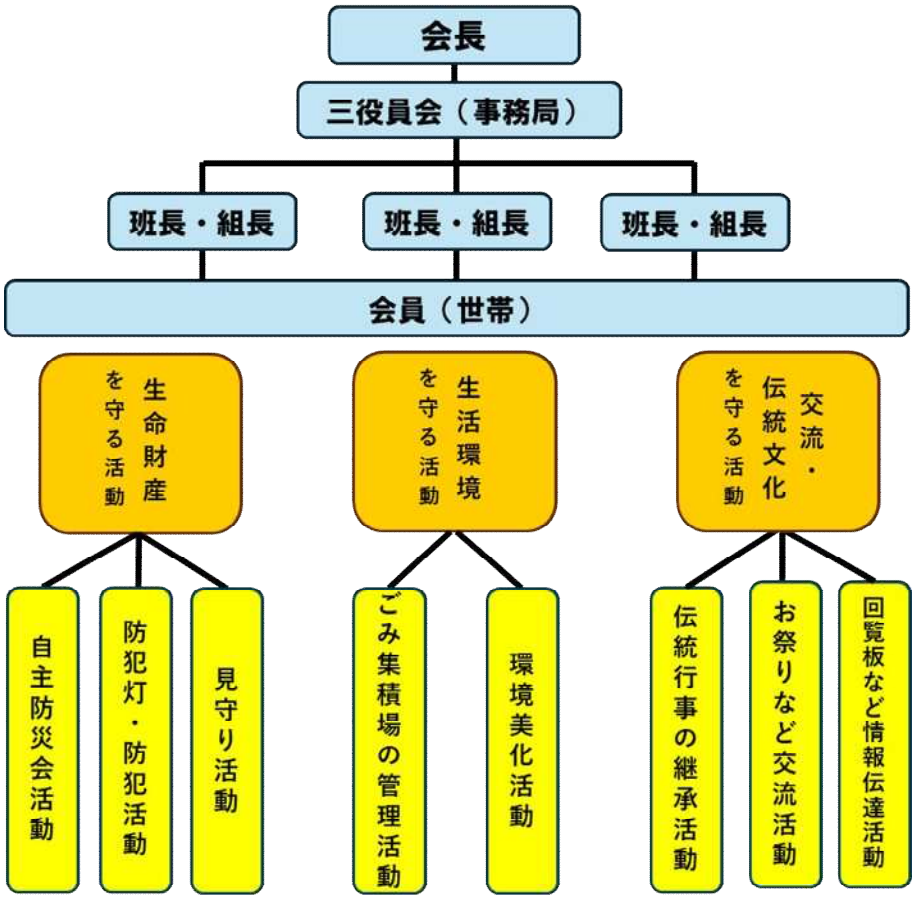
事務局部門は、総務、企画、広報、財務等、まちづくり協議会の意思決定に関する業務を担い、まちづくり行動計画の推進や進捗管理を行います。

協議会役員等は、主に事務局部門の業務を行い、まちづくりセンター職員は、主に地域の情報集約、人材の発掘・育成、幅広い活動資金調達のための情報収集に取り組むとともに、事業の企画・実施等において、まちづくり協議会の運営補助に関する業務を行います。

【町内会・区】

町内会・区は、一定の地域に住む住民が世帯単位で加入し、地域の生活環境の維持・改善や住民同士の連絡・親睦、防災・防犯などを目的として自主的に組織する任意の団体です。26 地区に 387 の単位町内会・区が組織されており、地域コミュニティを支えている最も基礎的な組織です。

町内会・区の組織および活動のイメージ

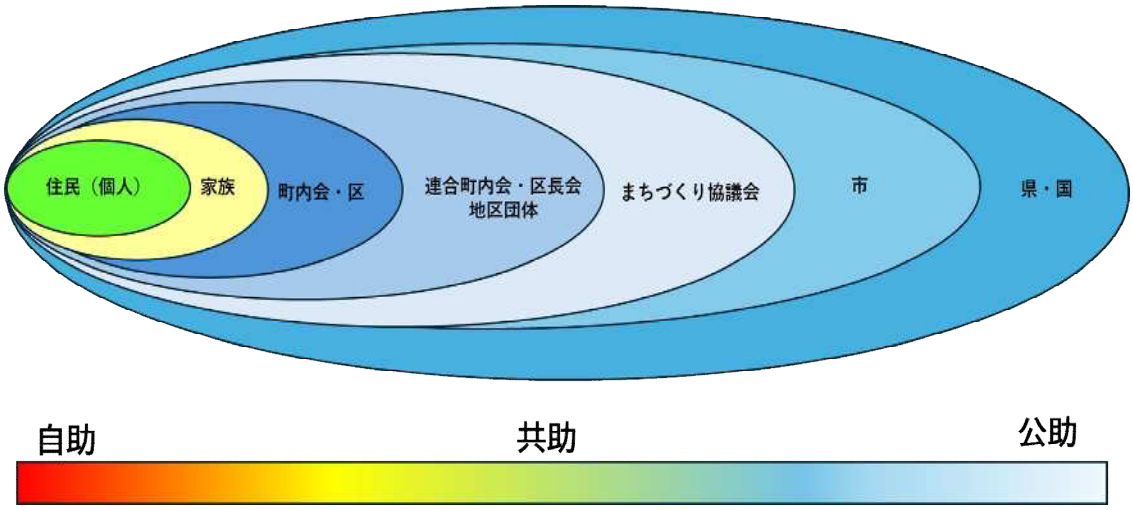


【住民と地域コミュニティ】

地域コミュニティの役割は、補完性の原則*1（自助・共助・公助）に基づき整理されます。

【自助】は、住民（個人）、家族が日常の困りごとを話し合うことであり、【共助】は、町内会・区や連合町内会・区長会などが地区内の合意形成・小規模な支え合いを主体的に実施することと、まちづくり協議会が横断的な課題の解決を図ることです。【公助】は、住民や地域だけでは解決できない課題に限って支援し、これにより、住民の主体性とニーズに即した支援を強化し、活動の重複や過干渉を抑制するなど、役割分担を進めます。

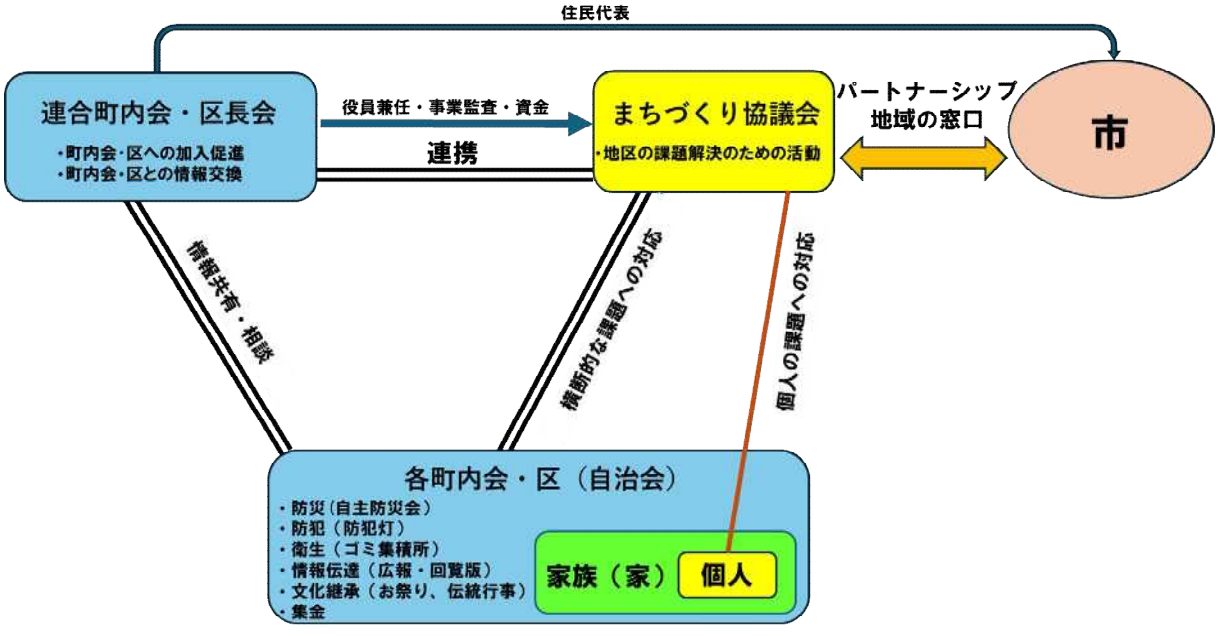
住民と地域コミュニティの構成要素



【地区内におけるまちづくり協議会と町内会・区の関係性】

地区内におけるまちづくり活動は、まちづくり協議会、各町内会・区、連合町内会・区が役割分担をしながら連携して進めています。

地区内におけるまちづくり協議会と町内会・区の関係イメージ



＊1 補完性の原則：小さな単位を優先して考え、小さな単位でできないことやできにくいことを、より大きな単位が担い、補完していくという考え方

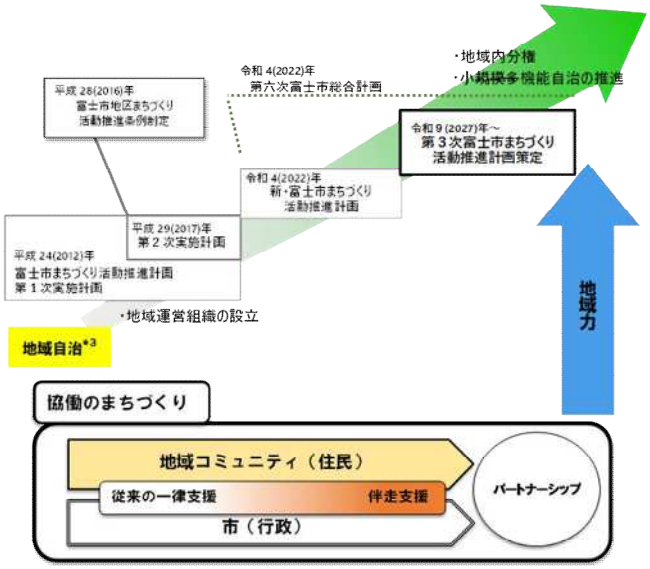
2 計画策定の趣旨

▶本編 P８

平成 28(2016)年 11 月に制定した富士市地区まちづくり活動推進条例では、「地域の課題は地域が解決する」というまちづくり活動の意義を市民一人ひとりが認識するとともに、まちづくり協議会と行政が連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことが重要であるとしています。

また、これからの地域コミュニティづくりには、住民同士が互いにつながり合い、地域への愛着を感じ、役割や居場所をもって生き生きと暮らすことができ、「住んでよかった」「住み続けたい」と実感できる地域のウェルビーイングの向上のために、各地域の特性に応じたきめ細かな伴走支援*1がこれまで以上に求められています。

「新・富士市まちづくり活動推進計画」の計画期間の終了にあたり、地域コミュニティを支える最も基礎的な組織である町内会・区の運営基盤の強化を新たに盛り込むとともに、各地区まちづくり協議会と市がまちづくりのパートナーとして、適切な役割分担により課題を解決していく「協働のまちづくり」を実現し、小規模多機能自治*2の推進と将来の地域内分権の実現を目指して、「第３次富士市まちづくり活動推進計画」を策定します。



計画策定図

＊１伴走支援：行政と地域コミュニティの関係（パートナーシップ）を対等に近づけていくために、従来の行政からの一律的な支援に加え、地区団体と行政が相互の課題と役割を認識した上で、各地区の特性に応じたきめ細かな支援を提供すること

＊２小規模多機能自治：概ね小学校区などの範域において、その区域内に住み、または活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取組を行うこと

＊3 地域自治：地域の関わる様々な問題について、情報を共有し、地域における多様な主体が役割を明確にして、問題解決をしていく仕組み

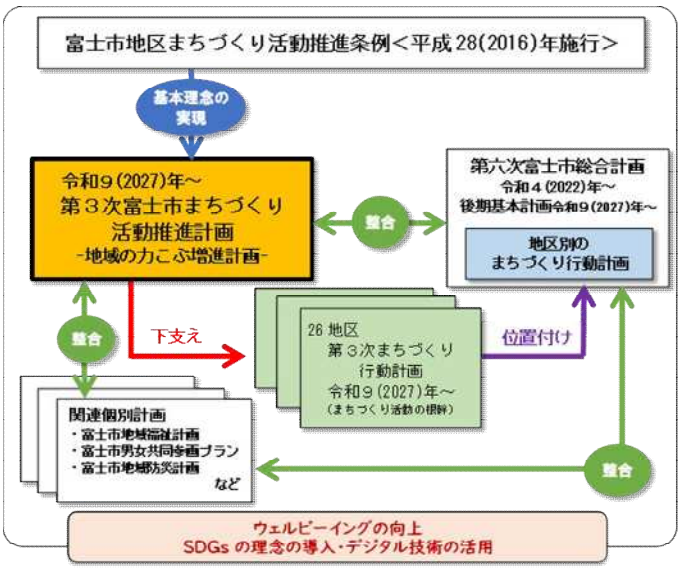
3 計画の位置付け

▶本編 P10

本計画は、第六次富士市総合計画~~おま~~及び他の関連個別計画との整合を図りつつ、富士市地区まちづくり活動推進条例の目的や基本理念を具現化するとともに、各地区で策定された第３次まちづくり行動計画の下支えとなる計画です。

また、富士市地区まちづくり活動推進条例に基づき地区ごとに策定されているまちづくり行動計画は、まちづくり協議会が主体的に行うまちづくり活動の根幹となるものであり、第六次富士市総合計画において地区別のまちづくり行動計画として位置付けられています。

加えて、本計画では、心身の健康だけでなく多面的に満たされ幸福感や充実感を高めていくウェルビーイングの向上、SDGs の理念の導入、デジタル技術の活用の３つの視点を持つことを基本姿勢とし、各施策の推進を図ります。



計画の位置付け

4 計画期間 ▶本編 P11

本計画の期間は、「第六次富士市総合計画　後期基本計画」の期間と整合を図り、令和９(2027)年度から令和 13(2031)年度までの５年間とします。

年度	令和９年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）	令和 13 年度（2031）
計画	第六次富士市総合計画（後期基本計画）				
	第３次富士市まちづくり活動推進計画（愛称：地域の力こぶ増進計画）				
	各地区　第３次まちづくり行動計画				

5 まちづくり活動の推進に向けた課題 ▶本編 P20

❶ 多様化する地域課題に対応する地域コミュニティの再構築

地域コミュニティが持続していくためには、その最小単位である町内会・区が継続して活動できるようにするとともに、まちづくり協議会においても、地区課題を解決する力を高めていくことが必要です。

また、各地区において、町内会・区、まちづくり協議会、行政が互いに連携できる地域コミュニティの仕組みを整え、地区の課題解決の取組を更に推進していくための体制づくりが必要です。

❷ 財政運営力の強化と活動資金の確保

各地区まちづくり協議会では、活動の目的や優先順位を明確にしながら、適性かつ透明性の高い財政運営を行っていくことが求められており、課題解決に向けた取組を継続的かつ充実させていくためには、市からの補助金等にとどまらず、幅広い活動資金の確保にも取り組む必要があります。

❸ 課題解決に向けた多様な人材の参画促進

地域の課題を解決する力を高めるため、住民一人ひとりが自分ごととして地域のことを考え、地区の課題に向き合い行動できる人材を育てていくことが重要であり、そのためには、住民への積極的な働きかけが必要です。また、活動内容を更に充実させていくためには、NPO 等の活動団体、企業、市職員だけでなく、地区に魅力を感じている人や、専門的知識や技術、情報を有する人など、多様な人材がまちづくり活動に参画しやすい環境を整備する必要があります。

❹ まちづくり活動の情報共有

各地区まちづくり協議会が地域課題の解決に取り組むためには、住民ニーズや地域の状況を把握するとともに、地域の魅力や活動内容をわかりやすく発信していくことが必要です。また、活動をよりよいものにしていくためには、各地区の取組や課題を共有し、互いに学び合いながら、富士市全体で取り組むことが求められています。

❺ まちづくり行動計画の着実な推進

各地区まちづくり協議会が課題解決に向けた取組に挑戦していくためには、各地区のまちづくり行動計画に基づく事業を計画的に進め、振り返りや見直しを行うことで、PDCA サイクルを循環させるための調整役としての事務局の力を高めるとともに、より課題に対応しやすい組織体制を整えることが必要です。

❻ 住民主体のまちづくり活動を支える横断的な取組

少子高齢化や災害対策、子育て支援など地域で抱える課題は相互に関連しており、すべての住民が暮らしやすさと幸せを実感するためには、個別の施策の実行性を高め横断的な効果を生み出し、住民主体のまちづくりを持続的に進めていくための取組と体制が必要です。

6 地域コミュニティの目標像

▶本編 P22

少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、地域の課題が複雑化・多様化する中で、各地区のまちづくり行動計画を着実に進め、各地区が目指す将来像を実現するためには、単位の町内会・区やまちづくり協議会など、地域コミュニティを構成する団体が協働して、主体的にまちづくり活動を進めていける仕組みを形成する必要があります。

このため、各地区の地域コミュニティのあるべき姿を以下のように設定し、本計画の目標像とします。

《 目標像 》

住みやすいまちであり続けるために 自ら考え 行動する 地域コミュニティ

～課題解決と住民参画のまちづくり～

この目標像を具現化し、課題に対応した５つの基本方針と、これらを横断する総合的な施策を次のように定め、各地区の目指す将来像の実現に向け支援していきます。

基本方針		方針別目標像
1	協働のまちづくりを推進する地域コミュニティの仕組みづくり	地域コミュニティの仕組みが構築され、円滑に地区課題への取組が行われている
2	まちづくり活動への財政的支援 ～柔軟な運用・裁量と自由度の拡大	目標達成に必要な活動予算を適切に配分するとともに、地区自らが新たな活動資金を獲得できている
3	次代を担う人材育成への支援 ～人が育つ活動支援	課題解決に向けたまちづくり活動に関われる仕組みがあり、様々な住民が参画している
4	まちづくり活動の推進に必要な情報の提供 ～情報活用力の向上	地区内、行政内で情報共有できる仕組みを構築し、その情報が活用されている
5	事務局機能の充実に向けた支援 ～運営力・組織力の向上と環境整備	地区まちづくりの体制が整い、協働による地区の課題解決へのチャレンジが進んでいる

総合的な施策

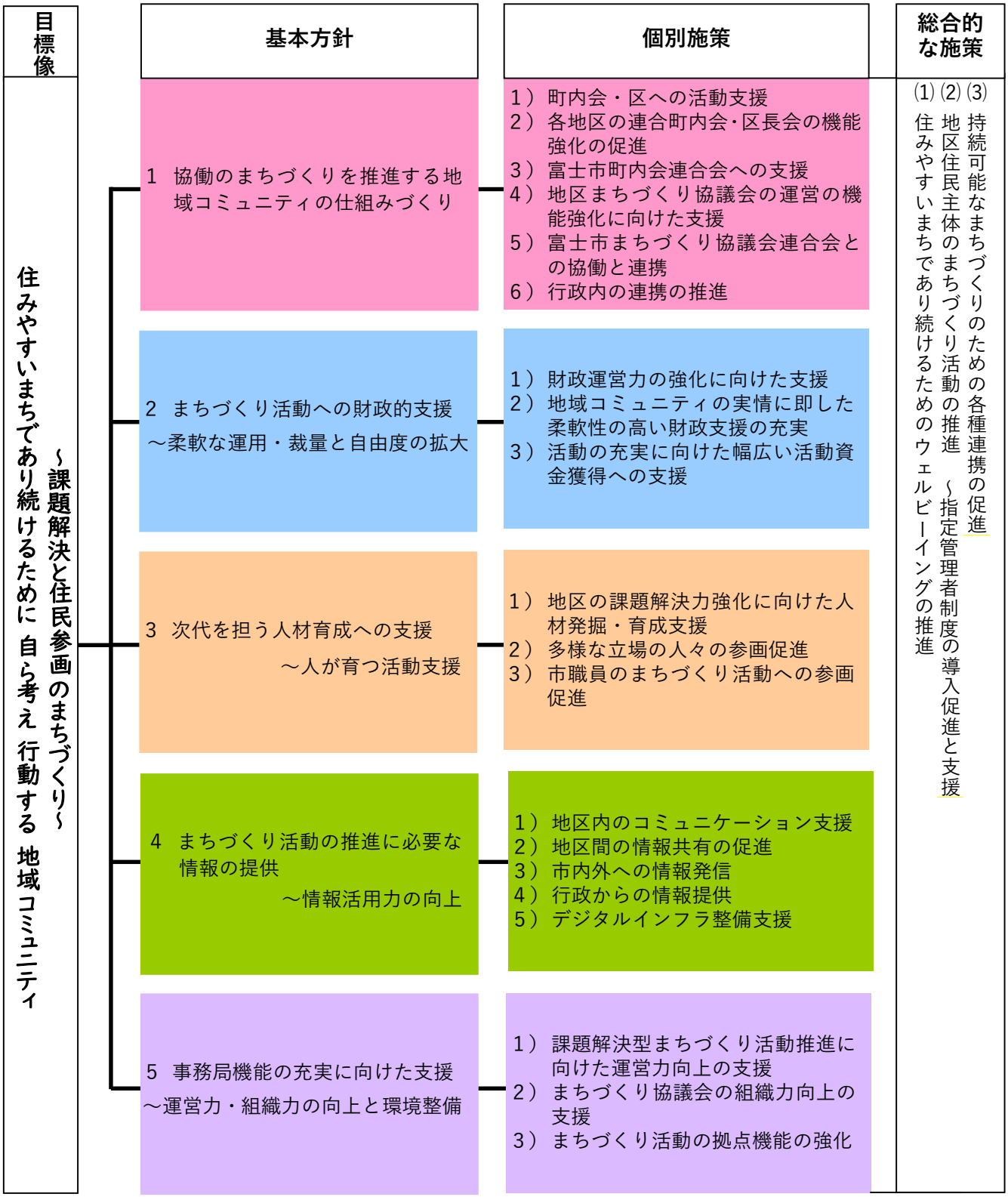
(1) 住みやすいまちであり続けるためのウェルビーイングの推進
(2) 地区住民主体のまちづくり活動の推進 ～指定管理者制度の導入促進と支援
(3) 持続可能なまちづくりのための各種連携の促進

7 施策体系

▶本編 P24

目標像の実現に向け、課題に対応した基本方針と 20 の個別施策とともに個別施策を横断する総合的な施策を展開します。

【施策体系図】



8 基本方針

▶本編 P26～P41

1 協働のまちづくりを推進する地域コミュニティの仕組みづくり

協働のまちづくりを進めるため、地域コミュニティ組織がそれぞれの役割を認識し、相互に連携することで、地区の課題解決を推進する体制を整備するとともに、行政内の連携を推進します。

2 まちづくり活動への財政的支援　～柔軟な運用・裁量と自由度の拡大

各地区まちづくり協議会が持続的かつ円滑な課題解決型事業を実施できるよう、財政運営力の強化や、財政支援の充実を図るとともに、幅広い活動資金獲得に向けた支援を進めます。

3 次代を担う人材育成への支援　～人が育つ活動支援

地区の課題解決力強化に向け、より効果的な活動推進につながる人材育成を支援します。

また、多様な立場の人々や市職員のまちづくり活動への参画を促すとともに、各地区まちづくり協議会と企業・NPO 等との連携を促進します。

4 まちづくり活動の推進に必要な情報の提供　～情報活用力の向上

各地区まちづくり協議会が地域の課題を解決するために必要な情報を得られるよう、地区内のコミュニケーションの支援、地区間の情報共有の促進、行政からの情報提供を行います。また、市内外への情報発信、デジタルインフラの整備についても支援します。

5 事務局機能の充実に向けた支援　～運営力・組織力の向上と環境整備

各地区まちづくり協議会が、まちづくり行動計画に基づく活動について PDCA サイクルが機能する運営体制を整え、課題解決へのチャレンジを更に進められるよう、まちづくり協議会事務局運営ガイドラインに基づく各地区まちづくり協議会事務局の機能充実に向けた支援を行います。

9 個別施策を横断する総合的な施策

▶本編 P42～P44

1 住みやすいまちであり続けるためのウェルビーイングの推進

住民同士が互いにつながり合い、地域への愛着を感じ、役割や居場所をもって生き生きと暮らすことができ、「住んでよかった」「住み続けたい」と実感できる地域のウェルビーイングが向上するよう、住民が自ら参加したくなるまちづくり活動への転換支援や、住民一人ひとりの郷土愛を育む支援を行うとともに、地域のウェルビーイングを客観的データとして把握するため、住民満足度調査を実施します。

2 地区住民主体のまちづくり活動の推進　～指定管理者制度の導入促進と支援

地区住民主体のまちづくり活動を推進していく手段の一つとして、地区の拠点であるまちづくりセンターの管理運営をまちづくり協議会が担い、効果的な施設活用・運営を行うことができる指定管理者制度について、制度に対する理解を促進するとともに、希望する地区への導入を一層進めていくため、様々な支援を行います。

3 持続可能なまちづくりのための各種連携の促進

まちづくり活動の充実や活性化のため、各種連携を促進することで、持続可能なまちづくりにつながるよう、地区間、分野別、属性別、各種団体との連携を促進します。

目標像の実現に向けた実施工程表　（１／２）

：準備期間

目標像	基本方針	施策	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
住みやすいまちであり続けるために　自ら考え　行動する　地域コミュニティ　～課題解決と住民参画のまちづくり～	1　地域コミュニティの仕組みづくり　協働のまちづくりを推進する	1）町内会・区への活動支援	① 運営基盤の強化支援				
			② 町内会・区の加入促進の支援				
			③ まちづくり協議会との連携促進				
		2）各地区の連合町内会・区長会の機能強化の促進			① 各地区の連合町内会・区長会における協議機能の強化促進		
			② 地区内の町内会・区とまちづくり協議会との調整機能の促進				
		3）富士市町内会連合会への支援	① 課題解決に向けた調査・研究機能の強化				
			② 運営の支援				
		4）地区まちづくり協議会の運営の機能強化に向けた支援	① 課題解決力の向上支援				
				② 地区と行政の協働の体制づくり			
		5）富士市まちづくり協議会連合会との協働と連携	① 協働の取組の推進				
			② 連携の深化				
		6）行政内の連携の推進	① 行政手続きの合理化				
			②「地域への依頼ガイドライン」の徹底				
			③「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」の充実				
	2　まちづくり活動への財政的支援	1）財政運営力の強化に向けた支援				① 予算書・決算書フォーマットの提供支援	
						② 会計スキルの向上支援	
				③ 会計業務体制の調査研究			
		2）地域コミュニティの実情に即した柔軟性の高い財政支援の充実	① まちづくり関連補助金制度の充実				
						② まちづくり活動推進一括交付金制度の充実	
		3）活動の充実に向けた幅広い活動資金獲得への支援	① 各種補助金制度や助成制度等に関する情報提供と活用支援				
			② 活動資金獲得への支援				
	3　次代を担う人材育成への支援	1）地区の課題解決力強化に向けた人材発掘・育成支援	① 地区の課題把握への支援				
			② 地区の課題を解決するための活動支援				
			③ 活動の検証と見直しの支援				
		2）多様な立場の人々の参画促進	① 新たな参画の促進				
				② 人材育成に関する行政内の関係部署との連携促進			
			③ 気軽に参画できる環境の整備支援				
			④ 企業・NPO等との連携促進				
		3）市職員のまちづくり活動への参画促進	① 市職員に向けたまちづくり活動の啓発				
			② 市職員まちづくり地区担当班の活性化				
						③ 地区課題の解決に向けた市職員の支援	

目標像の実現に向けた実施工程表　（２／２）

：準備期間

目標像	基本方針	施策	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
住みやすいまちであり続けるために　自ら考え　行動する　地域コミュニティ　～課題解決と住民参画のまちづくり～	4　まちづくり活動の推進に必要な情報の提供	1）地区内のコミュニケーション支援			① 地区住民のニーズの把握支援		
			② 地区広報の発信支援				
			③ 新たなコミュニケーション手法の導入支援				
		2）地区間の情報共有の促進	① 情報交換機会の提供				
		3）市内外への情報発信	① まちづくり活動の情報発信支援				
			② 行政によるまちづくり活動の情報発信				
		4）行政からの情報提供	① 地区カルテ（地区内情報）の活用				
			② 参考情報の収集				
			③ 行政内の情報共有の場の強化				
		5）デジタルインフラ整備支援	① デジタル化の促進				
			② 情報プラットフォーム整備支援				
			③ 情報提供データベースの構築				
	5　事務局機能の充実に向けた支援	1）課題解決型まちづくり活動推進に向けた運営力向上の支援	① まちづくり行動計画の推進支援				
			② 総務・企画・広報力の向上支援				
		2）まちづくり協議会の組織力向上の支援	① 各地区まちづくり協議会組織の最適化支援				
				② 事務局機能の向上支援			
		3）まちづくり活動の拠点機能の強化	① まちづくり活動の拠点としての施設機能の強化				
			② まちづくり活動の拠点としての支援機能の強化				